

もやいすとグローバル育成プログラム評価制度実施要項

地域課題に柔軟に適応し、グローバルな視点を持って活動できる学生を育成するもやいすとグローバル育成プログラムにおける評価、認定の方法について必要な事項を定める。

(目的)

第1条

学修の達成度に応じて評価、認定を行うことで、もやいすとグローバル育成プログラムへの参加の動機付けを図るとともに、育成した人材の質保証を行い、もって、地域の振興・発展に貢献する。

(認定の区分)

第2条

もやいすとグローバルとしての認定は、次に掲げる区分とする。

- (1) もやいすとシニア Global
- (2) もやいすとスーパー Global

(認定の対象者)

第3条

もやいすとグローバルの認定は、令和2年度以降に入学し、もやいすとグローバル育成プログラムの履修を希望する者で、国際教育交流センター長（以下「センター長」という。）が定める期間内に様式1をセンター長に届出た者を対象とする。

(認定の基準)

第4条

もやいすとグローバルとしての認定は、次に掲げる基準とする。

(基準)

もやいすとシニア Global	○以下の総ての項目を満たすこと ・「Kumamoto Studies」、「もやいすとシニア（グローバル）育成」の単位修得 ・「Moyaist Global Training I」、「Moyaist Global Training II」の単位修得及び TOEIC®650 点以上のスコアを取得 ・Global Lounge における諸活動への3回以上の参加 ・学内外の国際交流活動への1回以上の参加
もやいすとスーパー Global	○以下の総ての項目を満たすこと ・もやいすとシニア Global としての認定 ・「グローバル実践活動」の単位修得または交換留学、またはそれらに準ずるもの ・10 単位以上のグローバル科目の単位修得 ・TOEIC®730 点以上のスコアを取得

(認定の方法等)

第5条

- (1) もやいすとグローバルの認定を受けようとする者は、センター長が定める期限までに、もやいすとグローバル認定申請書(様式2)に必要な書類を添えて、センター長へ提出する。
- (2) センター長は、提出された認定申請書の内容を確認のうえ認定候補者リスト(様式3、様式4)を作成し、共通教育センター長に審査を依頼する。
- (3) 共通教育センター長は、共通教育センターにおいて認定候補者リストに基づき、第4条に規定する基準への適合性を審査する。
- (4) 学長は、前号の審査結果に基づき、認定する。

(認定の通知)

第6条

センター長は、認定の有無について認定通知書(様式5)により申請者へ通知する。

(認定証の授与)

第7条

学長は、もやいすとシニア Global 及びもやいすとスーパー Global に認定した者に認定証を授与する。

(事務)

第8条

もやいすとグローバルの認定に係る事務は、国際教育交流センターで行う。

附則 この要項は令和2年4月1日から施行する。

附則 この要項は令和3年4月1日から施行する。